

議会運営委員会会議録（令和８年３月19日）

出席委員 尾崎委員長 吉森副委員長 高川委員 青山委員 原委員 古沢委員
竹原議長（オブザーバー）

欠席委員 なし

説明のため出席した職員 石川総務部長 相沢総務課長

職務のため出席した事務局職員 石井局長 佐藤係長

午前 9 時00分開会

【尾崎委員長】 これより議会運営委員会を開催いたします。

会議日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第 1 会議録署名委員の指名をいたします。高川委員、青山委員にお願いいたします。

日程第 2 議案の追加提案等についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

【石川総務部長】 改めまして、おはようございます。

今定例会に追加提出する議案の概要についてご説明いたします。

追加議案につきましては、人事案件 2 件でございます。

内容につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

【相沢総務課長】 おはようございます。

それでは、私のほうから内容をご説明させていただきます。お手元の追加議案の一覧表をお開きください。

まず、議案第19号でございます。

副市長の選任につきましては、副市長の任期が本年 3 月31日をもって満了することから、後任の副市長として柿沢昌宏さんを再任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

ご本人の略歴につきましては、お手元に配付しておりますが、再任ということで、説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、議案第20号でございます。

こちらにつきましては、人権擁護委員 6 名のうち 1 名が、本人のご都合により、本年 1

月31日をもって解職となったことから、後任の委員といたしまして、寺崎満幸さんを推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

寺崎さんの略歴を簡単にご説明いたします。議案一覧表をご覧ください。

寺崎さんにおかれましては、短期大学をご卒業後、民間会社を経て滑川市役所に勤務され、退職後は令和2年3月まで市内の公益社団法人の事務局長や社会福祉法人の施設長をお務めになられました。現在も市内の複数の法人、団体において役員をお務めでいらっしゃいます。

以上でございます。

【尾崎委員長】 ただいまの説明について、何か質問はありますか。

(特になし)

【尾崎委員長】 当局からその他で何かありますか。

【石川総務部長】 ございません。

【尾崎委員長】 それでは、当局の皆さんには退席をお願いします。

(当局退室)

【尾崎委員長】 日程第3 その他に入ります。

定例会最終日に係る議事の流れについてを事務局から説明してください。

【石井局長】 それでは、議事の流れのほうをご覧ください。本日の予定としましたら、今のところ、日程第1から第5となっております。

日程第1が委員長報告となりまして、各常任委員長、あと予算特別委員長から委員会報告がございます。

本日は水橋議員から欠席届が出ておりますので、産業厚生建設委員会と予算特別委員会につきましては、副委員長のほうからそれぞれ報告していただくこととなります。

委員長報告に対しましての質疑に入りまして、質疑を終結し、議案第2号から18号までの17議案及び請願第1号について討論に入ります。請願第1号は、賛成討論、古沢議員さんのほうから予定されております。

討論終了後、初めに17議案について一括して採決を行います。その次に、請願第1号の採決を行います。ここでは原案について賛成の議員の起立を求めることとなります。委員長の報告は不採択でございます。採決の際は「着席願います」という発言があるまで、不起立願います。

日程第2が議案第19号、今ほどの副市長の選任について、日程第3が第20号、人権擁護

委員候補者の推薦についてでございます。職員が議案を配付いたします。

市長から提案理由説明がありまして、委員会付託を省略して、直ちに採決を行います。

1 議案ずつ、採決は2回になります。

日程第4 議員派遣でございます。1件の議題がありまして、4月23、24日にかけて青山副議長が北信越市議会議長会の定期総会、松本市、出席予定でございます。

日程第5、最後、閉会中の継続審査でございまして、議会運営委員長からの申出を諮りまして、決定いたします。

最後に、市長から閉会の挨拶があり、閉会となります。

以上であります。

【尾崎委員長】 今ほどの事務局からの説明に対し、ご意見ございませんか。

【古沢委員】 確認。日程第1のところの請願の採決に当たっては、委員長報告は不採択なんですよ。採決は、請願原案に対しての賛否ということですね。

【石井局長】 そうです。

【古沢委員】 委員長報告のとおりではなくて。

【石井局長】 はい。一応確認します。

【尾崎委員長】 反対の賛成じゃなくて、賛成の反対と。

【石井局長】 原案について採決いたします。請願第1号を採択することに賛成の委員の起立を求めますということになります。

【尾崎委員長】 ほかにございませんか。

(特になし)

【尾崎委員長】 それでは、その他で委員から何かありますか。

【石井局長】 議長、あの件はいいんですか。

【竹原議長】 その他。委員じゃないから。

【尾崎委員長】 なーん、いいがやちゃ。

【竹原議長】 本会議中の上田議員さんが、質問の中で、固有の名詞といいますか、名前を発言された件が一、二件見られたということで、ケーブルテレビを見られた方からちょっと苦情が来たということを聞いております。

それで、前回同様なんですけれども、またこの上田議員の発言に対する議事録の削除あるいはケーブルテレビの文言の削除というのを本人にお願いして判断を仰ぐというのは、再度ということになりますけれども、どうかなというふうに思っていますので、また一回議

運で諮っていただければというふうに思います。

【尾崎委員長】 ただいま議長から提案のありました件について、皆さん、どうでしょうか。ご意見、どうですか。

最終的には、前回みたいに、もし削除を求めるということになっても、議長のほうから本人に申出を行い、本人が拒否されれば、そういった、いわゆる拘束力はないといえますか、あくまでも本人の判断になるわけですが、議運として、今この件に関して議長から申入れをしてもらうことについてのご意見を伺いたいと思います。

【竹原議長】 今回は、前回と違って、暴言だとか、言い方云々じゃなくて、いわゆる何々という名前を出したということなので。ただ話の流れで出てしまったことは致し方ないといえど致し方ないんですけど、ほかの議員さんも固有的な名詞は使われているケースもあるので、それは駄目というのはなかなか言いにくいと思うんですが、ただ関連することで職員の名前を一度なり二度なりということで上げた。過去の話なんですけど、そういったことで一応申入れがあったので、こちらからとすれば、一度議運で皆さんに諮って、また上田議員さん本人に議事録の削除等を求めて、本人さんがどう思われるか、前回同様に、いやそのままでいいと。事実だからいいんだと言われれば、それまでなので。

それは言ってはみまずけど、それに対して何かご意見はありますか。

【尾崎委員長】 どうですか、皆さん。

【古沢委員】 具体的な内容がよく分からないので、あまり立ち入っても言えないんですけど、苦情があったというのは、どういう苦情なのかも分からないんですけど。

【竹原議長】 議事録、ないがやろう、今。

【石井局長】 一応、準備はしてますが。

【竹原議長】 簡単に言うと、皆さんの記憶の中でいいですけど、質問の中で、ゲートボール場のところの、土地改良区からいただいたその森ですね。その森をもらう前に、予算をつけてお願いしたのに、当時の副市長出村さんが、その事業予算を蹴飛ばしたと。で、ほかのところに予算がついたという事例を挙げられたんです。

それに対して、出村副市長という名前が、ピョピョピョピョとかって。これが事実か事実じゃないかも定かではないがですよ。

ただ、本人の記憶で、過去、森をいいがにするがに、国なり県なりから予算をつけたのに、当時の副市長が蹴飛ばしたと。それに対して、ゴニョゴニョと言われた。その前に、公園管理をしっかりせいと言っていたのに、そのときに荒俣公園緑地課長がいて、そいつ

を上下水道へやって、一番まともな者を、適材適所だった者を外に出したという言い方をされておるがです。

【古沢委員】 あ、そうだったか。

【竹原議長】 それだけながです。

【青山委員】 そうすると、固有名詞の取扱いって、そもそもどうなっているんですか。いや、出ていますよ、皆さんも。

【竹原議長】 ほかの議員も、みんな出ておるがです、確かに。

【青山委員】 それを何か一つのクレームで過敏に反応し続けたらどうなるのかなという気も、ある種するので、その取扱いをお聞きしたいですね。議場で固有名詞を出していいのか、いけないのか。

【古沢委員】 いや、要するに、ごめん、今名前が出たからあれだけど、出村さんは、ご本人も記憶だろうから、記録を遡って調べているわけではないんだろうと思うけど、上田議員が言われたような事実はないというふうに言っていらっしゃるわけですか。

【竹原議長】 事実はどうかというのは分からんですが。ただ、おらの名前が出たと言うて、へぼをつけておるがは確かなんです。

ただ、そう言われると、例えばどこどこ大学の何々教授の寄附講座でこういう授業をやりますというのも一緒ながですよ、名前を出すのは。

【古沢委員】 裏づけみたいなものがね。

【竹原議長】 これが、当時の副市長が本当に予算をつけていた、県なり国なりの予算づけをしていたのに、故意で蹴飛ばしたという事実があれば別にいいがですけど、なかった場合はちょっとなという。

まあまあ市の予算づけだから、上層部だけで「おう、分かった。つけるぞ」って口約束で、実際には来んかったかもしれんし、そこら辺は分からん、政治の駆け引きですから。

【古沢委員】 何か書いたものが残っておるわけじゃないがやね。

【原委員】 いいことを言われりゃ、分かったと納得するがだけど、やっぱり違うこととということで、出村さんがこういう抗議をしておられるということになれば、今言ったように全く証拠が分からんというもんだ、そのときどうやったかというのは。

だから、議長には、こういう事案で、本人からこういったことが来ているというふうな報告はされてもいいがでないですかね。それが削除に当たるか当たらんかというのは、また別問題。さ、いっぺん、報告したほうがいいと思います。

【尾崎委員長】 ほかにないですか。

いいですか。

(特になし)

【尾崎委員長】 では、この議運としては、今の件に関しては、議長から、本人からそういうことが、申出があるので、削除をお願いしたいと言ってもらおうということでよろしいですか。

【青山委員】 いいですよ。ただ、固有名詞の取扱いはどうなっているんですか。そこです。

【石井局長】 固有名詞につきましては、しっかり確認してみないと分からないんですが、固有名詞を出してはいけないというところはないのかなというふうに認識しております。

ただ、それが、今ほど言われました名誉毀損ですとか誹謗中傷につながっていくようであれば、それはまた別の取扱いになるかもしれないんですけども、それはちょっと問題視する案件かなと思います。

【青山委員】 名誉毀損は問題外の話ですから、それはそう、事実じゃないことを事実のように言ったら名誉毀損ですからね、それはそれでいいんですけども、固有名詞は、じゃこれでオーケーということですかね。皆さん、ほかの委員さんはどうなんですか。

【原委員】 いやいや、それはいいと思いますよ。例えば何々、青山さんはいつもそういう質問なんかでも、著書の、作者の、そういう例を出されたりしておるんだから、別にそれは問題ないんじゃないですか。

【青山委員】 過去にその度合いで、別に私は名誉毀損とかをしているつもりは一切ないのにもかかわらず、そういうのは名前を出してはいけないよというのも口頭でいろいろあったわけです。

そういうことをここで今、これの、今の事案は全然別だけれども、やっぱりそこは白黒しっかりしておきたいので。

いいということですね。

【尾崎委員長】 それは、今局長が言った……

【青山委員】 いやいや、違います、違います。委員長、違います。私が言ったのは全然違う。

こっちは、そう言っているのはそうなんです。皆さんのところで、口頭で言うのは皆さんが言うのは自由なわけですから、別に誰とは今言いませんけど、固有名詞を出さないよ

うにとかって言いませんけれども、僕は過去にそういうこと言われたことが何回かあるから、こうやって今白黒つけたくて言っているわけなので、皆さんの同意を取ればいいんです。

皆さんの会派と、皆さんの、それぞれ代表で出ていらっしゃるんですから、固有名詞はオーケーなんですかと私は聞いているだけです、この議運で、議運の委員として。

だから、皆さんに聞いていってください、委員長。

【原委員】 そうなると、私らも勉強せんとあかんね。分からんもんで、今。

【高川委員】 今ほど言われたとおり、誹謗中傷になれば駄目だと思うんですけど、実はいいことを言われておる人の名前が出たときも、その人は本当は議会で言ってほしくないなという意見は言われることもあるんですよ。でも、せっかくいいことを言っておられるがだからというような話はしたことがあります。

ただ、あんまり個人攻撃になるような名前の出し方はやっぱり、それぞれの委員が自分で控えておと思うんですけど、個人のあれになるかなと思うんです。

【古沢委員】 なかなか難しいところだと思うけど、確認みたいなものができるというか、例えば既に報道されているような発言を引用するとかということはあると思うんですけども、それが確認できないような言葉だったりすると、今はどなたかのあれじゃないけど、同じ発言でも、受け取る人にとっては、第三者が聞いて評価が分かれたりするでしょう。

そういう場合もあり得ると思うので、私は、全て駄目だというつもりはないけれど、やっぱりそういう影響を考えると慎重に扱うのがいいだろうと思うんですね。

今回のやつは全く確認が取れないから何とも言えないんだけど、固有名詞は、ある意味それぞれの判断ということになるのかもしれないけれど、慎重に扱われたほうがいいのではないかという気はしますので。

【尾崎委員長】 出ましたか、皆さんのご意見。

【青山委員】 吉森副委員長さんは。

【吉森副委員長】 私は、別に固有名詞を出すのに関しては問題ない。ただ、事実に対して曖昧であれば出すべきじゃないかなという、そういう感じです。

だから、言われたとおり、報道、公になっているものの引用とか、そういった部分に対して使っていますという言い方ならいいと思うし、持論なら持論だと言うべきかなというふうには。だから、私は取扱いとしてはオーケーだと。

【青山委員】 結局、どっちなんですか、この場合では。皆さんの意見が聴取されましたけど、どういう。

【尾崎委員長】 今の、ちょっとこれは私のあれですけども、要するに、個人名を出す場合は慎重に、その発言の内容を鑑みて、議員として、例えばこういった議会の場でとか使おうと、こういう議事録に残るわけですから、そういうことを考えたら慎重に取り扱うということ。

今日のところは、今後のこととして、使うな、使わないとかという結論はなかなか難しいので、慎重に取り扱うと。議員の判断に委ねるところにはなるとは思うんですけども、そういうところでどうでしょうか。

【青山委員】 ということは、もしそういう発言が出て、個人的に応用と思っても、他の議員に言うときは、慎重に扱ってねというふうに踏みとどまるということによろしいんですね。

【尾崎委員長】 という私の意見なんですけど、皆さん、どうでしょうか。

【青山委員】 法人の場合は、どうされますか。今個人の固有名詞の話をしていましたけど、法人も自然人じゃなくて法人格ですから、ある種損害賠償とか名誉毀損の問題ははらんでいますけど、その取扱いはどうされますか。

【尾崎委員長】 今日この場で、そうやってすぐ結論が出ることかどうかということも含めて、なかなか難しいなという気はしますね。

【青山委員】 ということは、宿題で、皆さん、どのようなお考えをお持ちなのか。やはりその辺白黒つけておいたほうが、今後こういった話になったときに、この判断が毎回毎回その委員でぶれていくというのは、議会としてよくないと思うんです。やっぱり議会として、組織としてルールを決めたのであれば、そのルールにのっとってやっていくというのは、これは当然のプロセスですよ。それは間違いないですよ。

だから、それをやっぱり白黒つけていくのがこの議会運営委員会で、議会のルールをつくっていくというところだと思っていますので、次の議会まで、その法人の取扱いも含めて、ちょっとまた皆さんのご意見を聞かせください。

【古沢委員】 法人も個人も、基本的には、委員長が言われたように、慎重に扱うべきだと思うし、もし引用するのであれば、裏づけのものがはっきりしている場合は別にいいんだろうと思うんですけど、そうでない場合はやっぱり極力慎重に扱うべきであろうと思うんです。

私も正直言って、例えば富山大学名誉教授の竹内章さんの名前を出したりしたこともあります。あの人の場合は、既に報道されていたり、論文として発表されていたり、そういうものに基づいて言っているつもりなんです。そういう場合は、ちゃんと出典が明らかなわけですから、それは別に構わないと思うんだけど、伝聞であるようなもの場合は、これはちょっと気をつけたほうがいいだろうというふうに思います。

【尾崎委員長】　そういうことで、今日のところは、この件に関しては、また会派・グループに持ち帰っていただいて、今後皆さんのご意見を集約していただいて、次の議運で言っていただくということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

【尾崎委員長】　そしたら、取りあえず、今のこの、もう一つ議長から言われた出村さんの発言については、出村さん本人からの申出もあるということなので、これについては一応議長から、本人からそういうことが言われているということを言っていただいて、削除を求めるという形でよろしいでしょうか。

（異議なし）

【尾崎委員長】　分かりました。

そしたら、そういうことにしてやりますので。そういった内容に関してなので、この後行われる全員協まで、議長、ちょっとまたお願いします。

それでは、ほかにありませんか。

（特になし）

【尾崎委員長】　それでは、今度は事務局から何かありますか。

【石井局長】　そうしましたら、3点ほどございます。

今ほどの発言の取消しということで、もし議長から本人さんに確認していただいて、分かったと言われれば、本日の本会議の日程の第1に、発言の一部取消しということを追加いたしまして、以降、繰り下げていくという形になるかと思います。一応その辺りのシナリオも準備はしてございますので、またお願いいたします。

あと、2点目です。

2月10日の議会運営委員会等でお伝えしておりました滑川市議会情報セキュリティ基本方針につきましては、その後3月10日までに修正等のご意見等がございましたので、この後の全員協でも確認いたしますが、ご承認いただいたということとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【尾崎委員長】 はい。

【石井局長】 はい。分かりました。

最後です。

例年実施されております当局との懇談会ですが、今年は当局主催ということで4月10日金曜日の17時45分から海老よしで開催とのございますので、お願いいたします。

なお、後日正式に案内させていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

以上でございます。

【尾崎委員長】 それでは最後に、閉会中の継続審査の申出についてお諮りいたします。

本委員会において閉会中もなお継続して審査を行うため、滑川市議会会議規則第107条の規定により、議長に対して閉会中の継続審査を申し出たいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

【尾崎委員長】 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次回は4月10日金曜日午前9時を予定しております。

以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前9時26分閉会